

科目名	行政法各論 Administrative Law, detailed exposition						
科目担当者	斉藤 拓実 SAITO Takumi						
単位数	4	配当年次	3年	授業形態	講義	開講学期	通年
履修学部・学科 [区分]	法学部・法律学科 [専門教育科目 専門科目]					ディプロマポリシーとの関連	(2)(4)
授業の概要	行政救済法の体系や、基本的な事項について学んでいきます。抗告訴訟や当事者訴訟、民集訴訟、機関訴訟といった各行政訴訟、行政上の不服申立制度、国家賠償制度と損失補償制度といった国家補償等について扱います。現実の行政事件を素材として取りあげることを用意しています。						
授業の到達目標	本講義は、受講生が、①行政法各論に関する基本的な事項について知識を身につけ、②その歴史的、思想的な背景を学ぶとともに、③今日における具体的な運用や問題点について理解すること、を目標としています。						
授業計画・内容	1	ガイダンス	16	取消訴訟以外の抗告訴訟①—無効等確認訴訟			
	2	行政法と行政救済法	17	取消訴訟以外の抗告訴訟②—不作為の違法確認訴訟			
	3	行政訴訟法の全体像	18	取消訴訟以外の抗告訴訟③—義務付け訴訟			
	4	行政訴訟の諸類型①—抗告訴訟	19	取消訴訟以外の抗告訴訟④—差止訴訟			
	5	行政訴訟の諸類型②—その他の行政訴訟	20	取消訴訟以外の抗告訴訟⑤—法定外抗告訴訟			
	6	取消訴訟の訴訟要件①—処分性	21	抗告訴訟以外の行政訴訟①—当事者訴訟			
	7	取消訴訟の訴訟要件②—処分性に関する判例	22	抗告訴訟以外の行政訴訟②—民集訴訟			
	8	取消訴訟の訴訟要件③—原告適格	23	抗告訴訟以外の行政訴訟③—機関訴訟			
	9	取消訴訟の訴訟要件④—原告適格に関する判例	24	行政上の不服申立制度①前編			
	10	取消訴訟の訴訟要件⑤—訴えの利益	25	行政上の不服申立制度②後編			
	11	取消訴訟の訴訟要件⑥—その他の訴訟要件	26	国家賠償法の全体像			
	12	取消訴訟のプロセス①—審理手続	27	公権力の行使に関する賠償			
	13	取消訴訟のプロセス②—判決の効力	28	営造物の瑕疵に関する賠償			
	14	取消訴訟のプロセス③—仮の救済	29	損失補償			
	15	前期・総括	30	後期・総括			
授業外学修 (事前学修)	各回のテキスト範囲を予め通読すること (毎週 2 時間程度)						
授業外学修 (事後学修)	講義中に示した、法令、判例、補足資料を通読すること (毎週 2 時間程度)						
成績評価方法・ 評価比率・到達 目標との対応	成績評価方法				評価比率		到達目標との対応
	定期試験 小テスト				100% 加点事由		①、②、③ ①、②、③
成績評価基準	秀：(評点 90 点以上) 到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：(評点 80 点～89 点) 到達目標を高い水準で達成している場合 良：(評点 70 点～79 点) 到達目標を一定の水準で達成している場合 可：(評点 60 点～69 点) 到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：(評点 60 点未満) 到達目標に達していない場合						
教科書	曾和俊文、山田洋、亙理格著『現代行政法入門 第 5 版』(有斐閣、2019)						
参考文献	適宜指示する。						
その他							